

# 提案書評価基準

## 評価事項

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務目的・内容の理解度	20		(10×2)		
(2)業務実施方針の妥当性	10				
2 提案内容に関する視点					
(1)研究シーズの発掘方法	20		(10×2)		
(2)発掘したシーズを有する研究者との面談及び伴走型相談支援対象の選定方法	20		(10×2)		
(3)大学研究室発スタートアップ創出に向けた伴走型相談支援の方法	20		(10×2)		
(4)大学研究室発スタートアップ創出を促進するイベントの企画・実施内容	20		(10×2)		
(5)業務目的達成の実現性	10				
(6)提案者によるその他提案事項	10				
3 実施体制に関する視点					
(1)従事スタッフの構成・人数など	20		(10×2)		
(2)運営計画の妥当性	10				
(3)類似業務の受託実績	10				
小計(満点:170点)					

評価項目(加算項目)	配点	評価		評価点	
4 企業としての取組に関する視点					
ワークライフバランスに関する取組					
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	1				
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	1				
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1				
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1				
5 市内の中小企業であること ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点、1社以上が市内の中小企業である場合は3点	5				
小計(満点:11点)					
合計(満点:181点)					

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

共同企業体の場合、「4 企業としての取組」は各項目については幹事及び全ての構成員が要件を満たすごとに1点加算する。

なお、1(1)、2(1)、2(2)、2(3)、2(4)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。

# 提案書評価基準

## 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		10点	8点	6点	4点	2点
1 業務実施方針に関する視点						
(1)業務目的・内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている。</li> <li>・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)業務実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられている</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
2 提案内容に関する視点						
(1)研究シーズの発掘方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な起業家・起業予備軍となり得る大学研究者(教員、学生)への具体的かつ効果的なアプローチ方法が提案されている。</li> <li>・大学とのネットワークを持ち、効率的・効果的な発掘・把握が期待できる。</li> <li>・発掘・把握件数について、目標の30件に関わらず、受託者としてデータ等の根拠に基づき積極的な目標数が設定されている。</li> <li>・発掘する際のデータの収集項目が整理されており、研究者のニーズ分析や今後の施策の検討につながるものになっている。</li> <li>・等事業の趣旨を理解しており、単に研究シーズをリスト化するだけでなく、市内の大学研究室発スタートアップの創出につながる潜在シーズを発掘する内容になっている。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)発掘したシーズを有する研究者との面談及び伴走型相談支援対象の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知見を持ち、研究者強みや弱み、課題等を的確に捉えた面談が期待できる。</li> <li>・相談支援件数の上限を設定する場合の件数と考え方が妥当である。</li> <li>・伴走支援の選定方法は、受託者の既存事業やネットワークに偏ったものではなく、公平性・公正性・透明性があり、かつ成長性が見込める基準となっている。</li> <li>・面談や伴走対象の選定は、大学とも連携した手法となっている。</li> <li>・本事業の趣旨を理解し、市内での起業につながる研究者が伴走対象として選定される手法となっている。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

(3)大学研究室発スタートアップ創出に向けた伴走型相談支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者や支援に携わる大学職員が抱える課題や支援ニーズを踏まえた専門的な相談支援、伴走支援が期待できる。</li> <li>・受動的ではなく、大学と連携した能動的・積極的な相談支援が期待できる。</li> <li>・研究者や大学職員にとって利用しやすい手法である。</li> <li>・コーディネーターは相談支援・伴走支援のニーズに十分対応できる人材、及び人工数となっている。</li> <li>・専門人材ネットワークは、大学研究室発スタートアップ創出に関して生じる課題に対応できる多様な人材を網羅している。</li> <li>・コーディネーターだけで対応できない相談等に対応できる体制となっている。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(4)大学研究室発スタートアップ創出を促進するイベントの企画・実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究内容の社会実装の手段としての事業化」には関心があるが、具体的な起業等のイメージができていない研究者も参加しやすい内容である。</li> <li>・イベント参加を契機として研究シーズの事業化への意欲を喚起する内容である。</li> <li>・大学と連携した研修シーズのPRイベントなど、研究シーズの社会実装、マッチングにつながる内容である。</li> <li>・大企業による課題提案・リバーズピッチなど、研究者の事業化に向けた意欲を喚起するものである。</li> <li>・相談支援と相乗効果を図ることができるような開催時期や実施方法である。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(5)業務目的達成の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内においても大学研究室発スタートアップ創出の動きを一層加速させるという本事業の目的達成のために実現性のある提案がなされている。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(6)提案者によるその他提案事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者による独自の業務により、本事業の内容がより充実したものになる提案がなされている。</li> </ul>	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

### 3 実施体制に関する視点

(1)従事スタッフの構成・人数など	事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)運営計画の妥当性	事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)類似業務の実績	過去に類似事業の実績があり、その事業内容や事業手法が評価でき、契約期間中事業を継続して実施するための組織及び体制が整っている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

評価項目(加算項目)	評価の着目点
4 企業としての取組に関する視点	
①ワークライフバランスに関する取組	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	取得している、または認定されている
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	認定されている
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。
5 市内の中小企業であること ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点、1社以上が市内の中小企業である場合は3点	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	
合計	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。共同企業体の場合、「4 企業としての取組」は各項目については幹事者及び全ての構成員が要件を満たすごとに1点加算する。なお、1(1)、2(1)、2(2)、2(3)、2(4)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。